「旧優生保護法に関する相談センター」の内容について

パンフレット

# 目的

・　旧優生保護法のもとで優生手術を受けた方々が、道に保存されていた関係文書の開示や旧制度に関しての問い合わせ、相談などに、個人情報に配慮し、迅速かつ一元的に対応するため本庁保健福祉部子ども未来推進局に設置する。

# 相談センターの概要

1. ご本人等（本人又は法定代理人）に関する文書の有無の調査
2. ご本人等からの文書開示請求に関する申請のサポート
3. ご本人等からの旧制度に関する各種相談など

# 相談センターの対応時間

・　平成３０年３月１２日（月）から窓口をスタートします（土日祝祭日を除く）。

・　面談により相談を希望される方は、あらかじめ電話でご予約をお願いします。

・　ご希望に応じて、最寄りの道立保健所での相談等もお受けします。

・　メールや郵送などによる相談もお受けします。

|  |
| --- |
| 【【電話】０１２０－０３１－７１１（受付時間）８：45～17：30　　　　　　　　※通話料無料【FAX】０１１－２３２－４２４０【メールによる問い合わせ先】hofuku.kodomo1＠pref.hokkaido.lg.jp【手紙による問い合わせ先】〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 |

# 場所と職員体制

・　プライバシーが保てる相談室を用意しています。

・　相談に対応する職員は２名体制（職員２名、うち１名は保健師）です。

# その他

・　フリーダイヤルは混み合うことがありますので、つながらない場合は、子ども子育て支援課０１１－２０６－６３４３（通話料有料）におかけいただき、折り返し、相談センターの担当者からご連絡させていただきます。